市民公募文化事業美術部門補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市の文化を担う若手美術作家が、市の公募により安城市 民ギャラリーにおいて美術作品の展示を行う機会を拡充することを目的として、 予算の範囲内で交付する市民公募文化事業美術部門補助金(以下「補助金」とい う。)に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則(昭和39年安城市規則第 16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものと する。

(補助対象者)

- 第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、安城市教育委員会からの後援を受けた次のいずれかに該当する個人又はグループとする。
 - (1) 安城市出身の者又は補助金の交付を申請する時点(以下「申請時点」という。) において市内に在住、在勤若しくは在学する者のうち、補助金の交付を申請す る日の属する年度(以下「申請年度」という。)の4月1日時点において40歳 未満の個人であって、美術活動経験を有すると市長が認めるもの。
 - (2) 次のア及びイのいずれにも該当する美術作品の展示を希望するグループ ア 全ての出品者が、申請年度の4月1日時点において40歳未満の者であっ て、かつ、美術活動経験があると市長が認めるもの
 - イ 出品者の過半数が、安城市出身の者、市内の学校に在学していた者又は申 請時点において市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助 対象者が市の公募に応募し、安城市民ギャラリーの展示室D及び展示室Eの2室 又はそのいずれか1室(以下「会場」という。)を使用して行う絵画、彫刻、書、 工芸、写真等の美術作品に関する展示とする。ただし、次に掲げる展示は、補助 対象事業としない。
 - (1) 営利を目的とした展示
 - (2) 入場料を徴収する展示
 - (3) 政治的又は宗教的な宣伝意図を有すると認められる展示
 - (4) チャリティーを目的とした展示
 - (5) 補助金以外に他の同種の助成金等の交付を受けている展示

2 会場の利用期間は、申請年度内において、市の公募に係る期間のうちの火曜日 から日曜日までの6日間とする。

(補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、事業に係る 次の経費とする。
 - (1)会場使用料
 - (2) 作品の搬入及び搬出に要する費用
 - (3) 会場受付、展示室監視員等に対する謝礼
 - (4)展示の広告宣伝に要する費用
 - (5)会場の設営に必要な消耗品の購入費その他の市長が必要と認める経費 (補助金の額)
- 第5条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。
 - (1) 前条第1号に掲げる補助対象経費にあっては、当該補助対象経費の額。ただし、1室当たり1万7,000円を限度とする。
 - (2) 前条第2号から第5号までに掲げる補助対象経費にあっては、当該補助対象 経費(同条第5号に掲げる補助対象経費にあっては、同条第2号から第4号ま でに掲げる補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額を限度とする。) の合計額に2分の1を乗じて得た額。ただし、1室当たり3万円を限度とする。 (公募及び交付申請)
- 第6条 市長は、事業を実施するものを公募するものとする。
- 2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める 申込期間内に、市民公募文化事業美術部門補助金等交付申請書(様式第1。次条 において「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければ ならない。
- (1)展示計画書(様式第2)
- (2) 予算計画書(様式第3)
- (3) 出品者の略歴及び活動歴 (様式第4)

(交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは速やかに交付の決定をし、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けたものは、展示終了後速やかに実施報告書(様式第5)に決算報告書(様式第6)を添えて市長に提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。